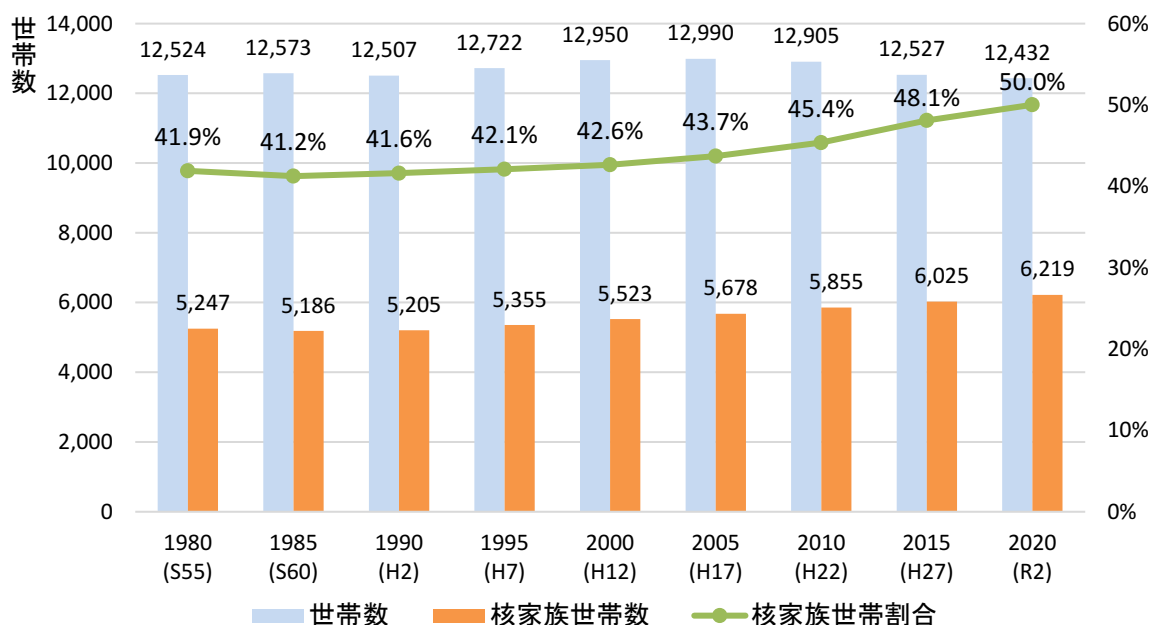


資料編1. 雲南市の基礎データ（本編未掲載データ）

(1) 世帯数

世帯数は2005(H17)年をピークに近年はやや減少傾向にあります。

市内の核家族世帯数は増加傾向にあり、2020(R2)年時点では5割になっています。

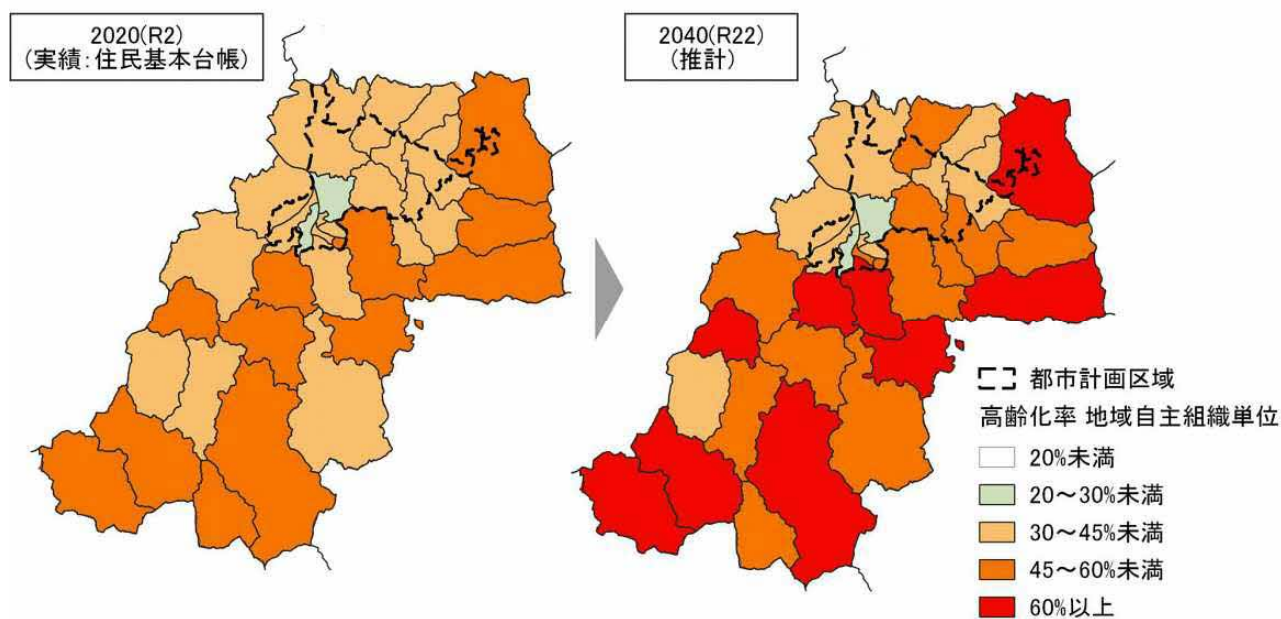


出典：各年国勢調査

(2) 地域自主組織別の高齢化率

市内全域で高齢化が進行しており、都市計画区域外全域で高齢化率が30%を超えています。

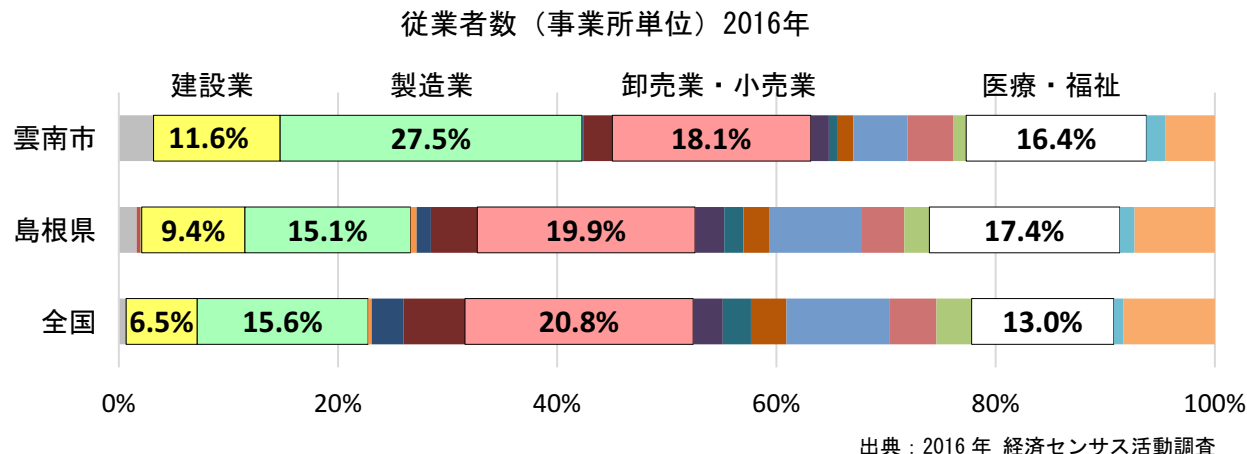
2040(R22)年の推計では、都市計画区域内も含めほとんどの地域で高齢化率が30%を超え、60%以上となる地域も確認できます。



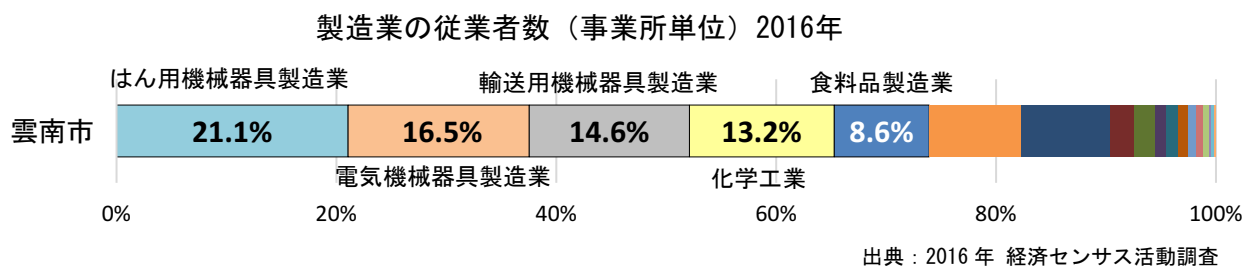
出典：しまねの郷づくり応援サイト（島根県）を基に作成

(3)雇用環境

雲南市は製造業や建設業が盛んであり、その従業者数は県平均を上回っています。その他では、卸売業・小売業や医療・福祉分野の従業者数が多くなっています。

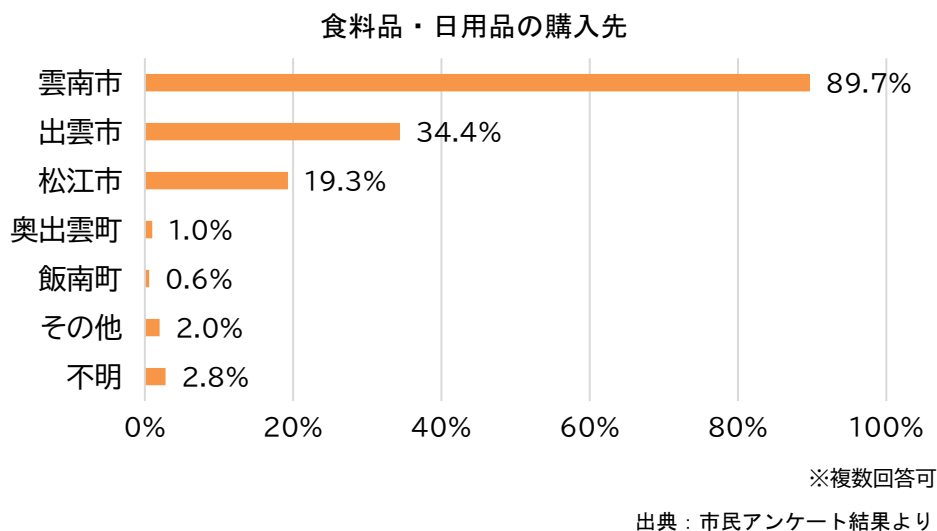


製造業の中では、各種機械器具製造業の従業者数が多くなっていますが、牛乳や卵などの特徴ある農産物の生産と連携して、食料品製造業も比較的多くなっています。



(4)購買動向

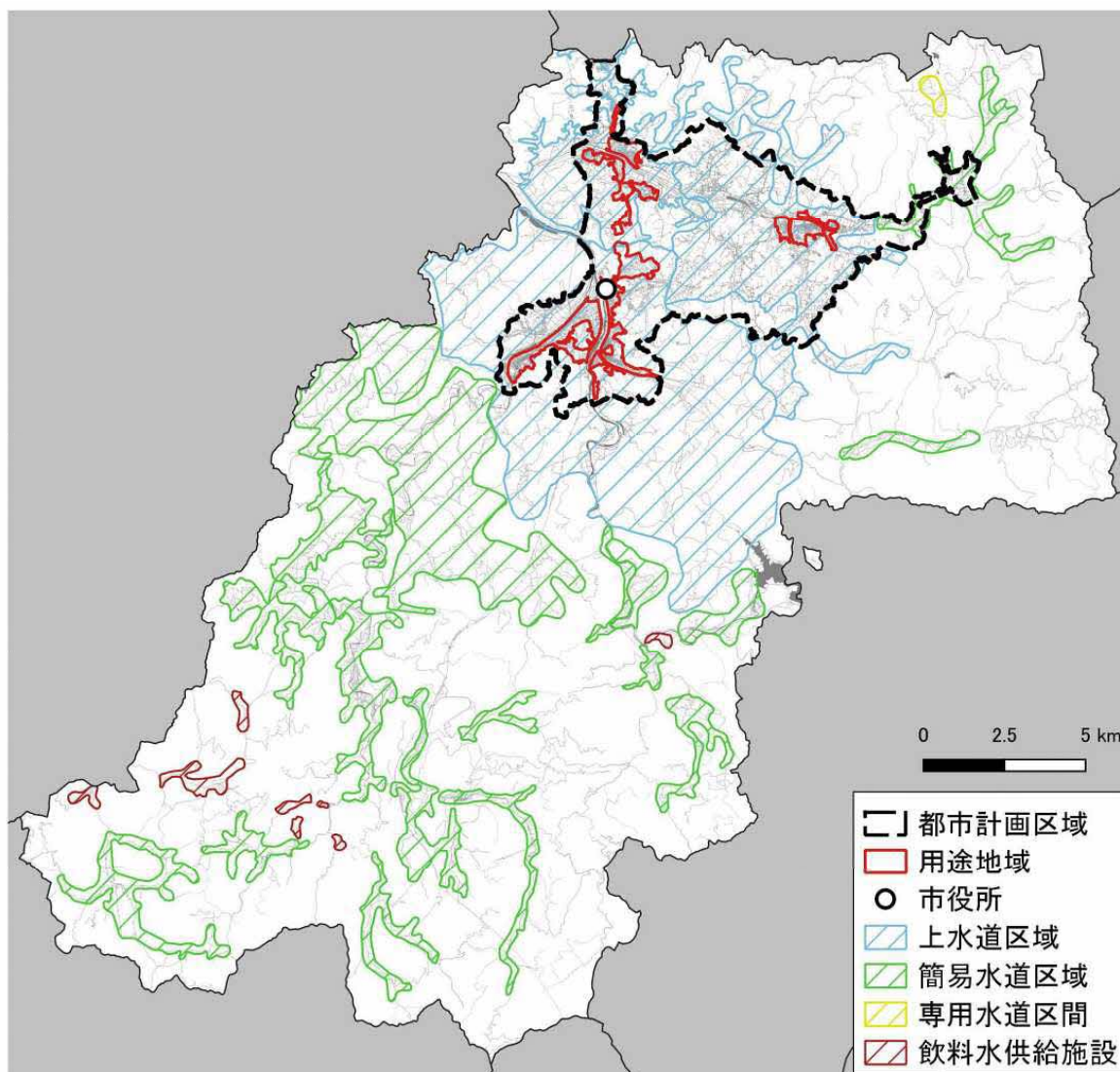
約90%の市民が食料品や日用品等を雲南市内で購入しています。



(5)上下水道

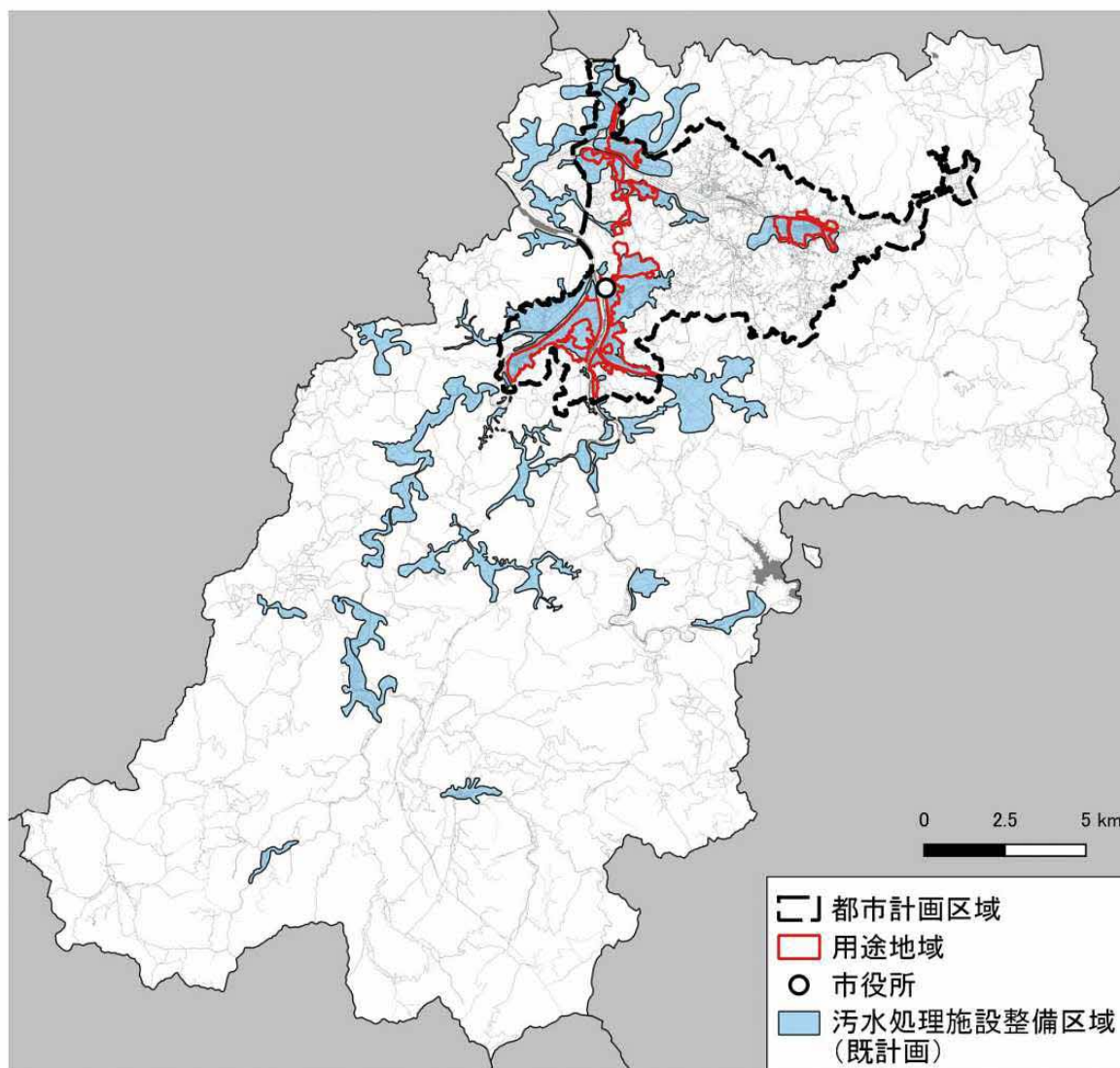
都市計画区域内は全域が上水道区域であり、吉田や掛合地域は簡易水道区域となります。

2019(R1)年度実績では、雲南市全体の行政区域内人口35,780人に対して、給水人口34,023人、水道普及率(=給水人口/行政区域内人口)は95.3%となっています。



出典：2016 年 雲南市新水道ビジョン 雲南市水道地図を基に作成

都市計画区域及び用途地域周辺に污水处理施設が整備されており、雲南市污水处理施設整備構想の策定時(2018(H30))では、集合処理区として公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、簡易排水施設の27処理区の事業を実施しています。処理区以外は合併浄化槽で整備を行っています。



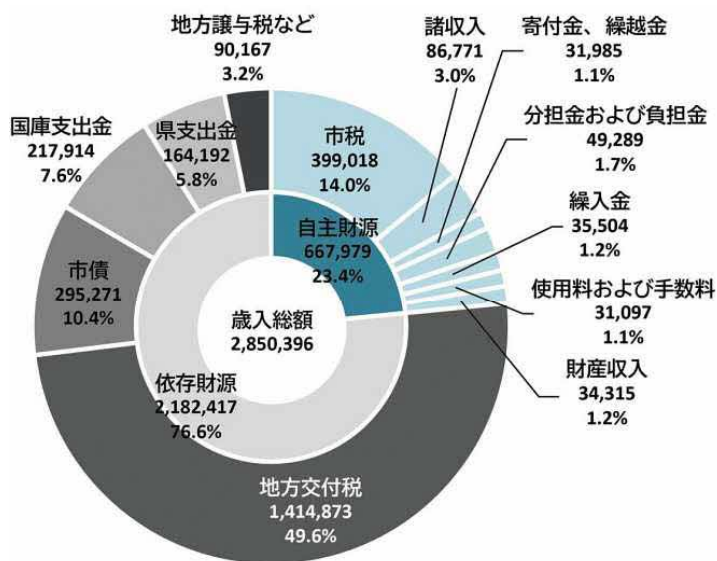
出典：2018 年 雲南市污水处理施設整備構想 雲南市污水处理施設整備構想図（既計画）を基に作成

(6)財政

歳入：10年間で自主財源の比率がわずかに減少しており、今後の人口減少及び高齢化による、更なる自主財源の減少が懸念されます。

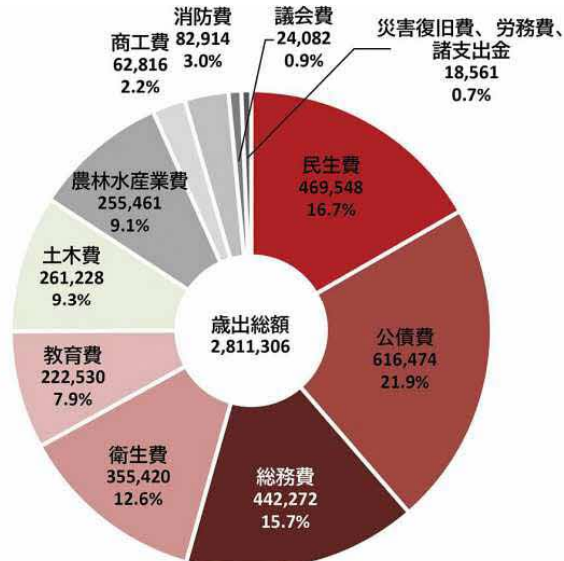
歳出：10年前と比べ民生費が増加しており、今後、高齢化による更なる増加が懸念されます。

2008 (H20) 歳入

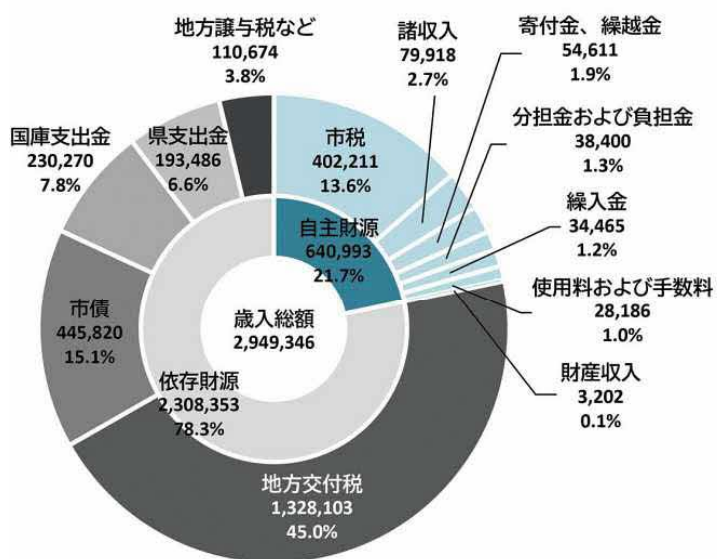


2008 (H20) 歳出

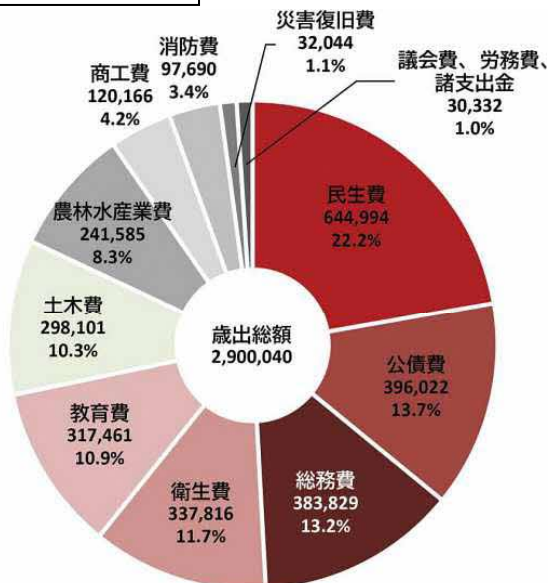
単位：万円



2018 (H30) 歳入



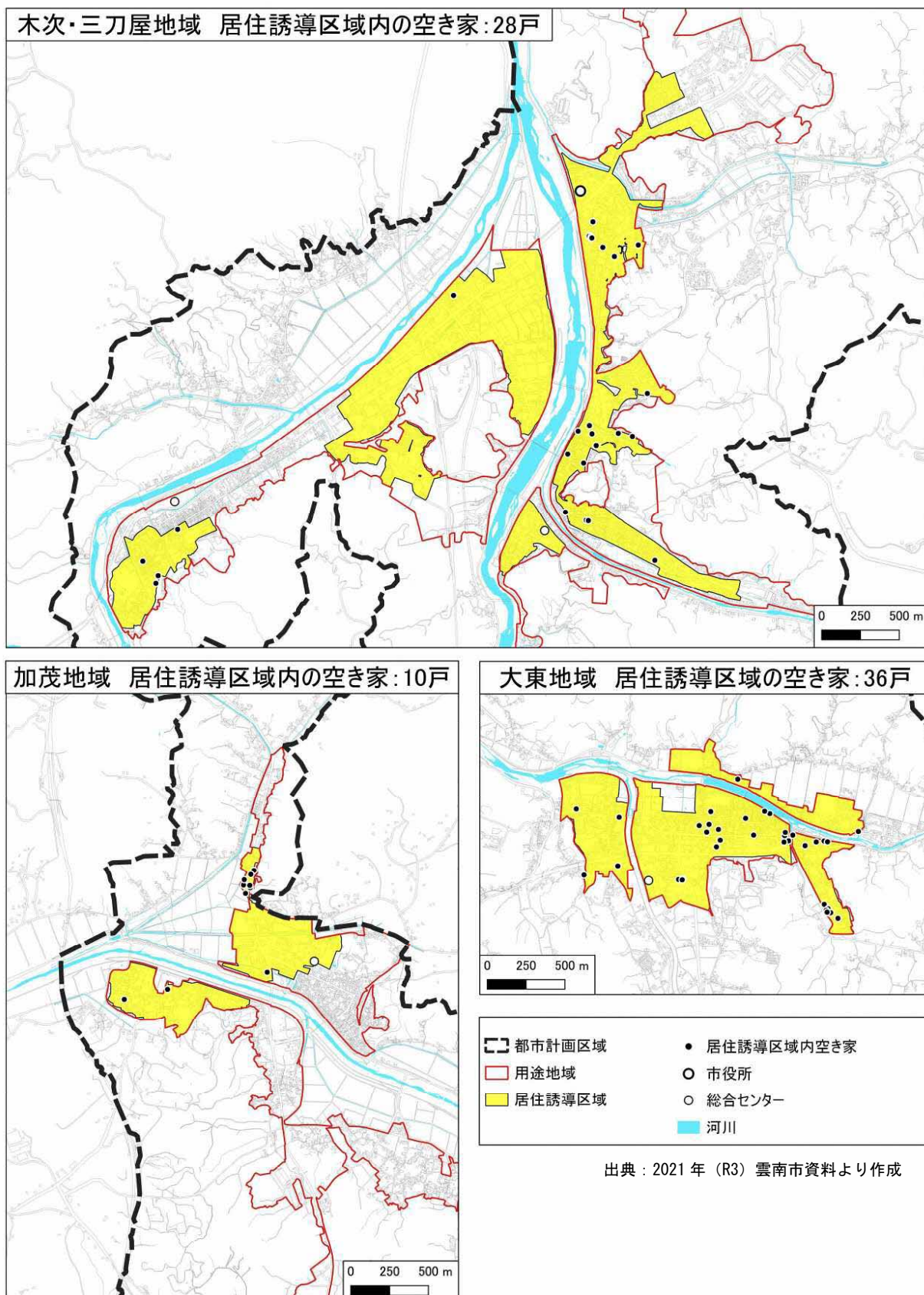
2018 (H30) 歳出



出典：雲南市 決算報告資料 (H20 年度、H30 年度) より作成

(7)居住誘導区域内の空き家

居住誘導区域内に空き家が74戸存在しています。



出典：2021年（R3）雲南市資料より作成

資料編2. 数値目標の設定根拠について

計画書本編(P42)で設定しました、下表の数値目標について目標値の設定根拠資料を掲載します。

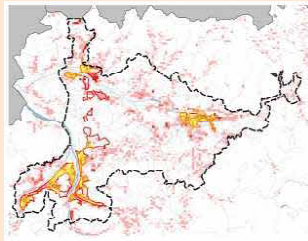
評価指標	単位	現況値	目標値
① 居住誘導区域内の人口密度	人/ha	29.0 人/ha (2015 年) (約 10,000 人)	23.5 人/ha (2032 年) (約 8,100 人)
② 都市機能誘導区域内の誘導施設に定めた施設数	施設	33 施設 (2021 年)	30 施設 (2032 年)

① 居住誘導区域内の人口密度

現況値については国勢調査の100mメッシュデータを活用し、区域内に含まれるメッシュデータより区域内人口を算出し、区域面積で割ることで人口密度を算出しています。目標値については、社人研の将来推計メッシュデータを参考にして、目標年度における雲南市全域人口に対する居住誘導区域内人口の割合を算出し、雲南市の目標人口に掛け合わせて算出しました。

現況値

2015年国勢調査
100mメッシュデータ
より算出



居住誘導区域人口
約10,000 人
居住誘導区域面積
345.1 ha
居住誘導区域人口密度
29.0 人/ha

目標値

社人研将来推計メッシュデータより算出

社人研	2030年	2035年
雲南市 全域	30,976人	28,419人
居住誘導 区域	8,148人	7,558人

線形補間により2032年社人研推計値
を算出

社人研	2032年	数値概要
雲南市 全域	29,953人	線形補間
居住誘導 区域	7,912人	
居住誘導区域 人口割合	26.4%	
		7,912人 /29,953人

居住誘導区域人口
約8,100 人
居住誘導区域面積
345.1 ha
居住誘導区域人口密度
23.5 人/ha

目標人口より推計した2032年市全域人口
を基にして、居住誘導区域人口を算出

目標人口	2032年	数値概要
雲南市 全域	30,626人	雲南市目標人口 を基に推計
居住誘導 区域	8,085人	30,626人 ×26.4%
居住誘導区域 人口割合	26.4%	社人研数値参考 (左表)

② 都市機能誘導区域内の誘導施設に定めた施設数

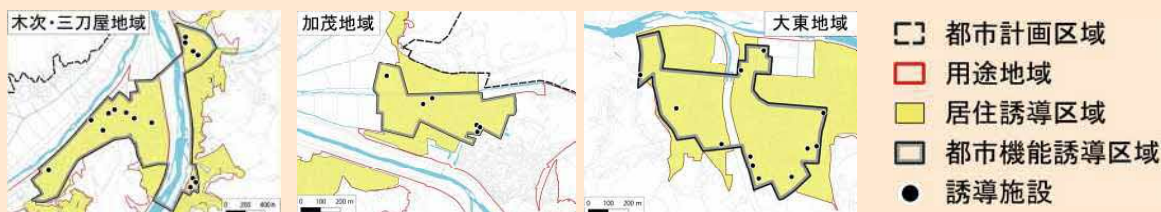
現況値については、2021年調査時点での都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を確認したところ33施設でした。目標値については、2020年時点の人口において、現況の施設数で充足していたと仮定し、人口減少による施設数の減少が想定される主要な商業施設（スーパーやドラッグストア等の生鮮食料品を販売する商業施設）及び金融機関・郵便局について、目標年度の将来人口における都市機能誘導区域内の各施設数を検証しました。

その結果、下図のように施設数の減少が見込まれますが、新たな施設の誘導を目指すことも踏まえて、2032年時点での都市機能誘導区域内における誘導施設数を30施設と設定しました。

現況値

2021年時点で都市機能誘導区域内における誘導施設数は33施設

(内訳) 木次・三刀屋地域:15施設
加茂地域 : 6施設
大東地域 :12施設

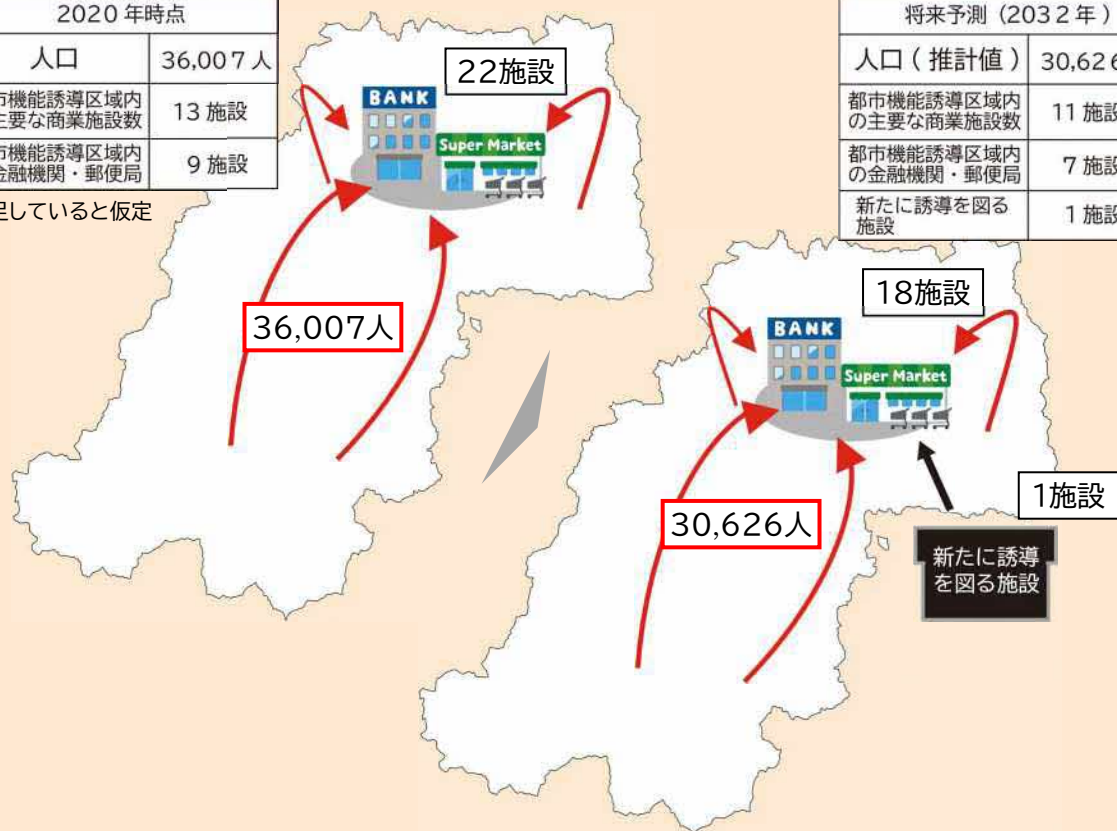


目標値

2020年時点	
人口	36,007人
都市機能誘導区域内の主要な商業施設数	13施設
都市機能誘導区域内の金融機関・郵便局	9施設

充足していると仮定

将来予測(2032年)	
人口(推計値)	30,626人
都市機能誘導区域内の主要な商業施設数	11施設
都市機能誘導区域内の金融機関・郵便局	7施設
新たに誘導を図る施設	1施設



※雲南市は車移動等による各地域間や市外からの商業施設利用が実態としてあるため、都市機能誘導区域内の商業施設の商圏は市域外にも及ぶが、今回の検証では、商圏を市域のみと考え市全体の人口で検証を行った。

資料編3. 上位・関連計画 ※上位・関連計画から抜粋して記載

1)「第2次雲南市総合計画後期基本計画」・「第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

計画の概要	
計画の期間	2015(H27)年度～2024(R6)年度
雲南市の目指す姿	
雲南市の挑戦	「安全・安心」「活力と賑わい」「健康長寿・生涯現役」の実現を目指す。 「課題先進地」から「課題解決先進地」へと失敗を恐れない挑戦を続ける。
土地利用ビジョン	
都市機能地域	○中核拠点ゾーン 必要な制度を取り入れ、総合的に行政をはじめ保健・医療・福祉、教育文化などに関わる公共施設や商業賑わいの拠点、産業の集積を図ります。本地域においては、市の中心であり顔となる「中心市街地エリア」、地域医療の中核を担う「医療機能エリア」、良好な住生活環境を有する「定住機能エリア」を適切に配置し、ネットワーク化を図ることによって、利便性の高い都市機能整備と賑わいのあるまちづくりをめざします。 ○拠点ゾーン 市南部の諸機能を集積したゾーンとして位置づけます。市南部の生活・防災拠点としての役割を担うとともに、中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う山陽側の玄関口として中核拠点ゾーンと連携しながら、既成市街地周辺に機能の集積を図ることによって広域的利便性の高いまちづくりをめざします。また、原子力災害が発生した場合の災害対応拠点を確保します。
住環境開発地域	○住環境開発ゾーン 住宅団地の整備や宅地開発を計画的に推進します。
生産振興・交流促進地域	○生産振興・交流促進ゾーン 農業などの生産振興を図るとともに地域の特性を活かした体験交流やUIターンなど交流促進を図るとともに、美しい農山村風景を守ります。
立地適正化計画に関連した項目	
都市・住まいづくりと土地利用の推進	●H28年11月に、中心市街地活性化基本計画(計画期間:H28年12月～R4年3月)の認定を受け、購買力流出の抑制、定住人口及び交流人口の増加をめざし事業を推進しています。 ●国道54号三刀屋拡幅事業(4.1km 区間)は、中心市街地の幹線道路として、1～3期(県道三刀屋木次インター線交差点～里方交差点/1.7km)の整備が H27年度に完了し、現在、4期(県道稗原本次線交差点～県道三刀屋木次インター線交差点/0.5km)の整備に取り組んでいます(H30年度末時点の整備率は 41.5%)。 ●(都)新庄飯田線整備事業は、H30年11月にバイパス区間(2.0km)が供用開始し、現在4工区(275m)の事業に取り組んでいます。 ●丸子山周辺の区画整理などにより、街路及びその周辺整備をすすめています。また、加茂中央公園など都市公園の長寿命化を図っています。 ●雲南市土地開発公社(H27年度:立石住宅用地、金丸住宅団地、下阿用住宅団地、H28年度:上給下住宅団地、H29年度:そら山住宅用地(第3期)、加茂中住宅団地、H30年度:桜並木住宅用地)による分譲が行われています(H27年度～H30年度末までの分譲開始区画数は75区画)。 ●雲南市地籍調査実施計画に基づき、大東町(小河内、南村、塩田、篠淵)及び三刀屋町(根波別所、里坊、乙加宮、坂本)での現地調査をすすめ、進捗率は 93.11%(H31 年3月末時点)となっています。

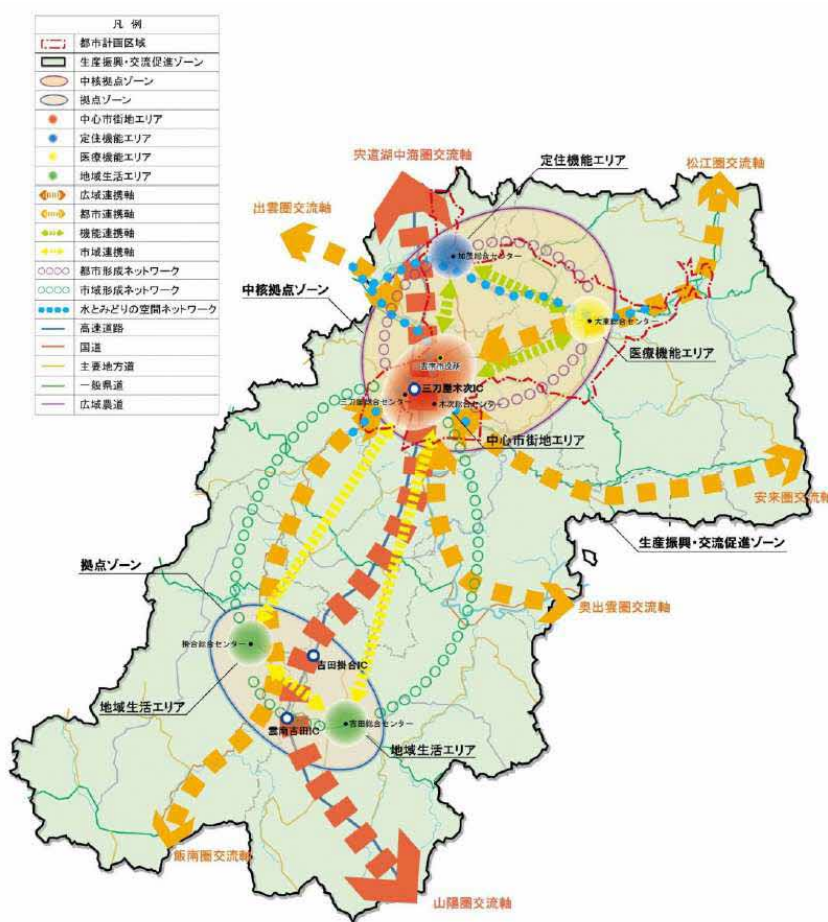
立地適正化計画に関連した項目	
道路の整備	●雲南市道路維持管理計画に基づき、計画的に修繕をすすめています。また、除草・簡易修繕作業については、外部委託により効率的できめ細やかな維持管理に努めています。 ●除雪機械の民間所有台数の減少に伴い、合併以降市所有機械を増台して57台(車道用37台・小型除雪機20台)で冬期間の通行安全性と利便性向上を図っています。また、除雪ボランティア制度を H29年12月に開始しています(H31年3月末時点で21団体87名登録)。 ●高速道路の整備に伴い、一般道の観光誘導サインの設置やサイクリングロードの整備を行いました。また、加茂岩倉パーキングエリアのハイウェイオアシス化を図りました。 ●松江自動車道加茂バスストップスマート IC の新規設置について、設計や関係機関協議に取り組み、H29 年に事業決定され、R4年7月の供用開始に向け、整備に取り組んでいます。 ●国・県道については、地元と協力して取り組み、着実な整備促進が図られています。 ●(主)出雲三刀屋線伊萱工区道路改良事業は、R2年度の完了に向け、整備がすすんでいます。
公共交通ネットワークの充実	●市民バス再編計画に基づき、デマンド型乗合タクシー(だんだんタクシー)を、H26年度から大東町海潮線と三刀屋町鍋山線、H27年度から大東町春殖・幡屋線、佐世線、阿用久野線、三刀屋町飯石中野線、高窪伊萱線、H28 年度から大東町塩田線、H29年度から木次町日登線、西日登線、H30年度から加茂町加茂線として本格運行を開始しています。 ●広域路線バス吉田大東線のダイヤ改正により、市内高校の通学環境の充実に努めています。 ●多様な利用者ニーズを踏まえ、だんだんタクシー・デマンド型乗合バス運行、NPO 法人(ほっと大東・未来の華)などによる福祉有償運送を行っています。また、高齢者及び障がい者の優待乗車券制度や免許返納者の乗車券無料交付制度について、H29年度に制度拡充しました。 ●一部地域では、スクールバスと市民バスを効率的に一体運行する混乗利用型運行も実施してきました。 ●吉田地域については、利用者意見等を踏まえ、H29年度に交通空白地有償運送の廃止に合わせ、デマンドバス運行の再編を図りました。 ●松江自動車道の開通に伴う高速バスと市民バスのアクセス向上や高速道路内のバス停整備を行ったほか、JRや民間バス事業者と連携してダイヤ改正や競合回避など地域の公共交通ネットワークの維持・向上に努めています。 ●H30年度に、沿線市町により「木次線利活用推進協議会」を設立し、JR木次線の利用促進に向けた地域の活性化に取り組んでいます。
地域医療の充実	●H27年11月に市立病院建設工事に着手し、H30年3月に新本館棟が開院し、R1年10月にグランドオープンしました。 ●救急医療については、可能な限り市立病院で受け入れを実施しているほか、ドクターヘリの運行、救急医療病院運営補助事業(平成記念病院)により、休日、時間外を含めた救急患者の受け入れを確保しています。 ●市立病院を支援する市民団体の活動により、地域医療を支援する活動が定着し、その活動が市民にも認知されるようになりました。 ●市立病院と掛合診療所の経営統合により、H31年4月に市立病院附属掛合診療所を開院しました。

立地適正化計画に関連した項目	
子育て支援の充実	●社会福祉法人による保育園(おおぞら保育園乳児分園 H28年4月開園、みなみかも保育園 H30年4月開園)の建設整備を支援するなど、待機児童の解消に向けた取組をすすめています。 ●新たな放課後児童クラブ施設整備(西児童クラブ H31年4月開所)や移送サービス、みとや病後児保育室(H28年4月開所)及びだいとう病児・病後児保育室(H30年4月移転改築)の整備を進めるなど、保護者の子育てと仕事の両立支援を図っています。
学校教育の充実	●木次・三刀屋・吉田・掛合の給食センターの老朽化に伴い、4施設を統合する「雲南市中央学校給食センター」の整備を行いました。
平和と人権の尊重	●施設の老朽化に伴い、永井隆記念館の建設工事に着手しました。
林業の振興	●市産木材の流通促進やチップ需要を考慮した原木の安定確保に向け、飯石ストックヤード(原木を自然乾燥するための一時保管場所)の整備をすすめています。
商工業の振興	●産業集積拠点形成アクションプランに基づく神原企業団地整備事業に着手し、約2haの企業団地を整備しました。 ●南加茂企業団地との一体的な整備に向けたアクセス道路の整備に取り組みました。 ● H28年11月に、中心市街地活性化基本計画(計画期間:H28年12月～R4年3月)の認定を受け、賑わい創出に向け、新たな商業拠点施設「コトリエット」を整備しました。 ●老朽化した施設改修を行い、JR木次駅前のマルシェリーズショッピングセンターを再オープン(H28月3月)しました。

2) 雲南市都市計画マスタープラン(上位計画)

計画の概要	
計画の期間	目標年度:2033(R15)年度
基本理念及びテーマ	神話を語り継ぐ 暮らしやすい田園都市 神話と歴史を発信する魅力にあふれる都市づくり 中核拠点ゾーンを核としたコンパクトな都市づくり 広域圏・周辺都市と連携するネットワークの都市づくり 誰もが暮らしやすい”移・職・住“の都市づくり 安全・安心な自然環境と共生する都市づくり
立地適正化計画に関連した項目	
都市の“顔”となる中心市街地の形成	中心市街地エリアに、商業施設や業務施設のほか、市庁舎をはじめとした各種公共施設の立地促進を図り、交通の要衝である三刀屋木次インターチェンジ周辺地域と円滑に連絡し、賑わいを創造する都市の顔づくりを目指します。国道54号沿線や松江自動車道三刀屋木次インターチェンジ周辺などの高い整備効果が期待される地域に、中心市街地活性化事業をはじめとする各種事業の活用を図り、土地の高度かつ効果的な利用を促進します。また、商業地と住居地など用途の混在化を可能な限り抑制し、適切な住み分けが図られた良好な市街地形成を促進します。
地域特性を活かしたコンパクトな地域拠点の形成	持続可能な都市構造化に向けて、各地域拠点への集約化や相互連携のより一層の強化を図り、コンパクトな地域拠点の形成を目指します。各地域のもつ特性や特色、都市機能の配置状況など、基本的な条件を踏まえ、中心市街地エリアに位置づけた木次、三刀屋地域を除く各地域の中心地周辺を、それぞれのエリア内整備の強化によって、地域拠点への集約と各地域それぞれの機能強化を進めていきます。なお、地域拠点への急激な集約化は、地域コミュニティはもとより、市民の日常生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、基本的な生活機能の維持を図るなど、適切な配慮とともに進めることとします。
目指す都市づくりに向けた都市計画の見直し	目指す将来像の実現に向け、今後の土地利用の動向に注視するとともに、既成市街地における空洞化や低未利用地の残存など、現在の都市が抱える課題解決を目標とし、適切な都市計画の見直しを検討します。特に、それぞれのエリアやその周辺においては、用途地域の指定、都市計画事業の活用など、都市計画の決定や変更も視野に入れ、積極的に今後の土地利用のあり方を検討します。一方、開発動向の高い用途地域の縁辺部をはじめ、郊外地における土地利用については、市街地への集約化や郊外緑地の保全へ向けた都市計画を検討します。
活力ある地域産業を牽引する産業拠点の形成	高速道路をはじめとする広域交通網の発達や、東日本大震災以後における製造業の生産拠点分散化などの社会動向を踏まえ、既存産業団地を中心とした産業拠点の強化を図り、不足する産業事業用地の確保と雇用の拡大を促進します。産業集積拠点形成アクションプランにおける、高速交通網との接続性や既存産業団地との連携を推進し、活力ある地域産業を牽引する産業拠点の形成を目指します。
周辺都市との連携に向けた都市連携軸の強化	山陰の中心都市に近く、市域内の各エリアの特性を活かしながら、持続可能な都市づくりに向け、都市間連携軸の円滑化や安全性の向上を図り、都市機能の充実する周辺都市との連携強化を目指します。
主要都市機能ネットワークの確立に向けた機能連携軸の強化	中核拠点ゾーンにおける主要都市機能ネットワークの確立に向け、機能連携軸の円滑化や安全性の向上を図り、中心市街地エリアを核とした連携型の拠点形成を目指します。

立地適正化計画に関連した項目	
コンパクトな都市構造の実現に向けた市域連携軸の強化	市域における都市機能の利便性を確保するため、市域連携軸の円滑化や安全性の向上を図り、市域8の字ネットワークの構築を目指します。
都市公園の拡充による良好な空間の形成	各地域の特性を活かした都市公園の適正配置により、市民の健康増進と余暇のレクリエーション活動の充実や、身近な憩いの場の確保を図り、よりよい生活環境の創出を目指します。また、史跡をはじめとする地域資源の保全と活用手法として、周辺地域の都市公園化を検討し、良好な空間の形成を目指します。
誰もが利用しやすい施設整備の促進	官公庁や病院など公共公益施設をはじめ不特定多数が利用する建築物は、ユニバーサルデザインに基づく施設整備とともに、利用利便性への配慮から、交通拠点や関連施設など周辺との関係性も考慮した配置が図られるよう、関係機関などと連携した取り組みを目指します。
適切な維持管理と再整備による既存ストック有効活用の推進	公共下水道、公園施設をはじめとする既存の都市施設は、利用者に与える影響を十分に考慮した上で統廃合や機能の見直しに取組むとともに、適切な維持管理と再整備によって長寿命化を図り、既存ストックの有効な活用を目指します。
各エリアの位置づけに応じた市街地整備の推進	中心市街地エリアをはじめ、それぞれの位置づけに応じた整備に取組むとともに、未利用地の効果的な活用や農地、森林をはじめとする緑地と調和した、まとまりある市街地の形成を目指します。
課題解決に向けた市街地整備事業の活用	未利用地の効果的な活用や住宅密集地の改善など、市街地における諸課題の解決に向けて、適切な事業の活用を検討し、効果的な市街地整備を目指します。



将来都市構造図

3) 雲南市地域公共交通網形成計画

計画の概要	
計画の期間	2020(R2)年度から 2024(R6)年度
将来像	公共交通ネットワークの連携強化・充実による持続可能な移動環境づくりにチャレンジするまち
施策の体系	①公共交通の利便性向上 ・JR 木次線など都市間交通と市民バスとの接続改善 木次大東線の廃止と木次三刀屋線の充実 JR 木次線と市民バスのダイヤ調整 JR 木次駅など都市間交通と市民バスの接続改善 ・地域間幹線の利便性向上 北原線の利便性向上 木次三刀屋線の再編 加茂北回り線・加茂南回り線の利便性向上 ・地域内支線の利便性向上 通学利便性の向上を図るダイヤ設定 デマンド型乗合タクシーの改善 共助交通への支援 ②公共交通の効率的な路線再編 ・広域幹線(吉田大東線)の効率化 吉田大東線の再編 ・地域間幹線の効率化 加茂北回り線・加茂南回り線の再編 ・地域内支線の効率化 定時定路線型からデマンド型乗合タクシーへの移行 スクールバスの再編 ③公共交通の利用促進 ・JR 木次線の利用促進 木次線の活性化・観光振興の取り組みを通しての利用促進 ・高齢者・高校生のバス利用促進 デマンド型乗合タクシーの PR 強化 免許返納者への対応 高校生への利用促進活動の展開 ・新たな需要の創出 公共交通の多様な使い方の提案 主要結節点でのわかりやすい情報提供の充実 自動運転・MaaS 等の新技術の研究 ④安定的な運行体制の確立 ・安定的な運行体制の環境整備 需要に応じた計画的な車両の更新 運行の見直し基準の再検討 安定的なドライバー確保 持続可能な運行体制の検討 情報一元化の充実による運行管理体制の簡素化

資料編4. 雲南市民アンケート・地区別意見交換会の結果

1. 立地適正化計画 市民アンケート調査

(1) 調査の概要

<調査目的>

雲南市立地適正化計画の策定にあたり、今後の居住意向、町づくりに対する意見などの住民意向を把握するために実施しました。

<調査項目>

- ① 回答者の属性
- ② 今後の居住意向について
- ③ 今後のまちづくりについて

<調査対象>

雲南市に住民票を有する令和2年10月31日時点で満20歳以上の男女2,000人

<アンケート対象の抽出方法、回収方法>

層化無作為抽出(6町の人口規模・年代構成で比例配分のうえ、無作為抽出)

※人口が少ない地域では同世帯にアンケートが集中しないように調整
郵便調査法、無記名方式

<調査期間>

令和2年10月16日発送～11月6日締切

<回収結果>

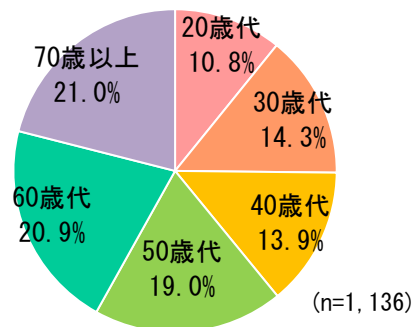
有効回収数:1,136件 有効回収率:56.8%

(2) 調査結果

①回答者の属性

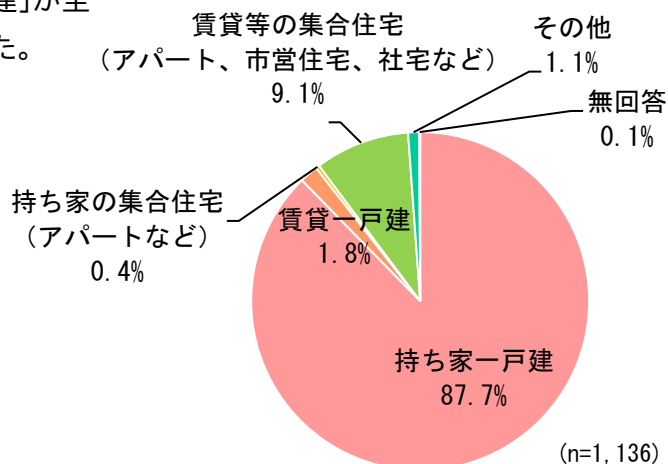
問 年代

回答者の年代は、「70歳以上」や「60歳代」がそれぞれ全体の20%程度を占め、多くなりました。若い世代(20、30 歳代)も全体の 25%を占める回答率となりました。



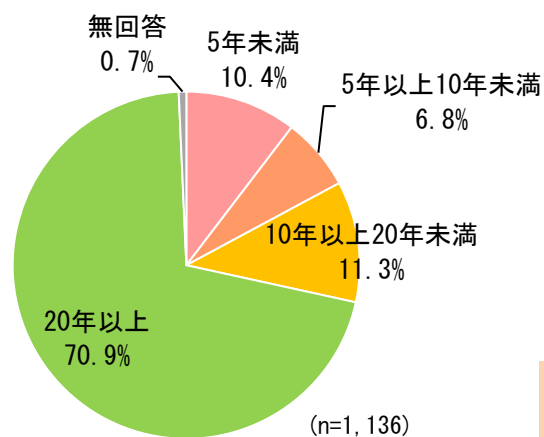
問 居住形態

回答者の居住形態は、「持ち家一戸建」が全体の9割近くを占め、最も多くなりました。



問 お住まいの居住年数

回答者の居住年数は、「20年以上」が70.9%と最も多くなりました。

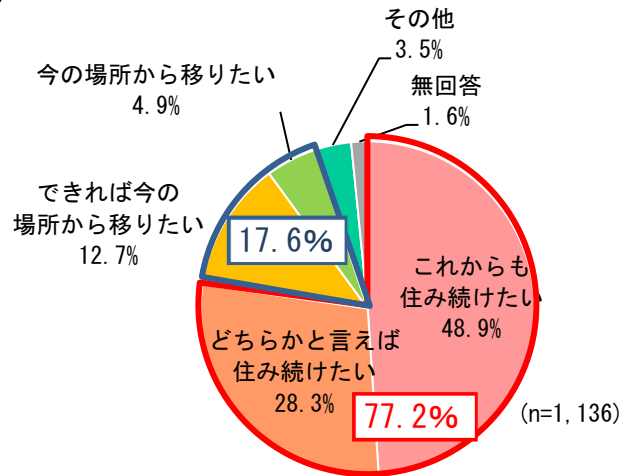


※グラフや表中の数値(%)は、小数第2位を四捨五入して表示しているため、選択肢の数値の合計が100%とならない場合があります。

②今後の居住意向について

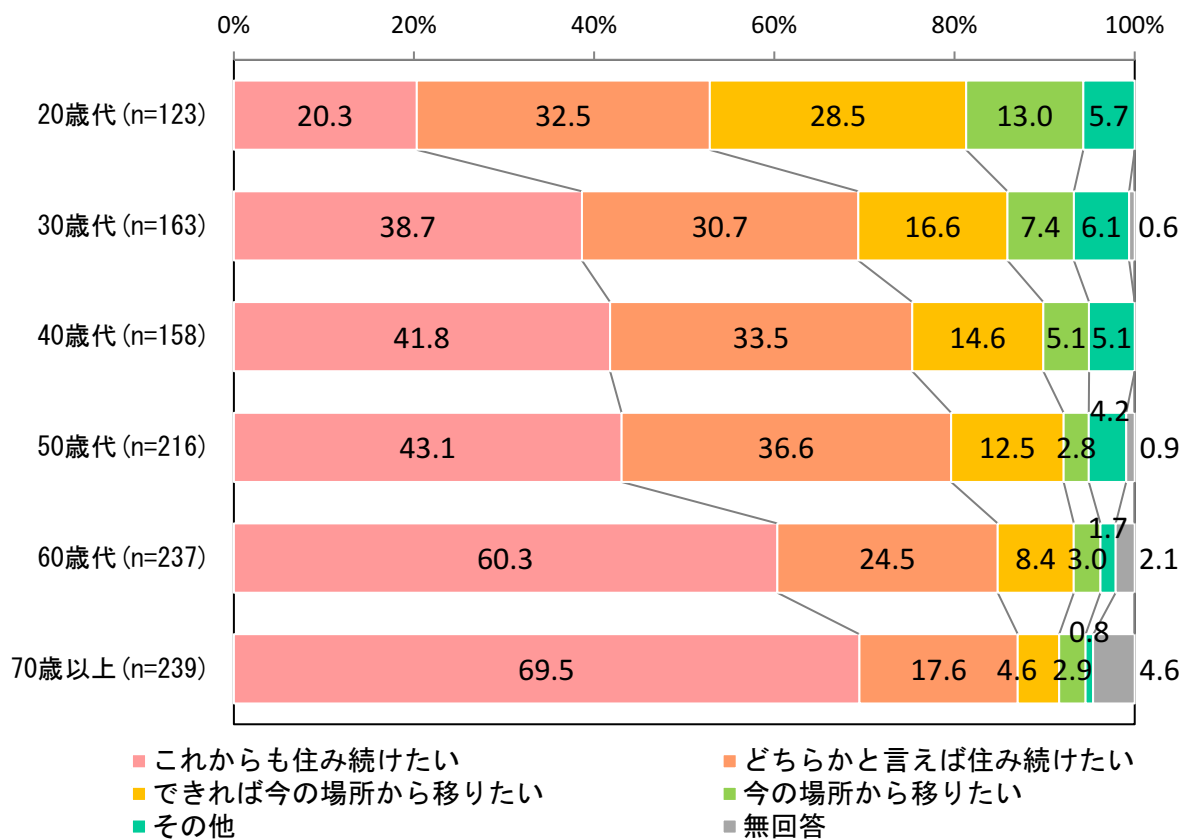
問 これからも現在の場所に住み続けたいと思いますか

今後の居住意向については、「これからも住み続けたい」、「どちらかと言えば住み続けたい」が全体の77.2%と多く、「できれば今の場所から移りたい」、「今の場所から移りたい」は17.6%となりました。



【年代別クロス集計】

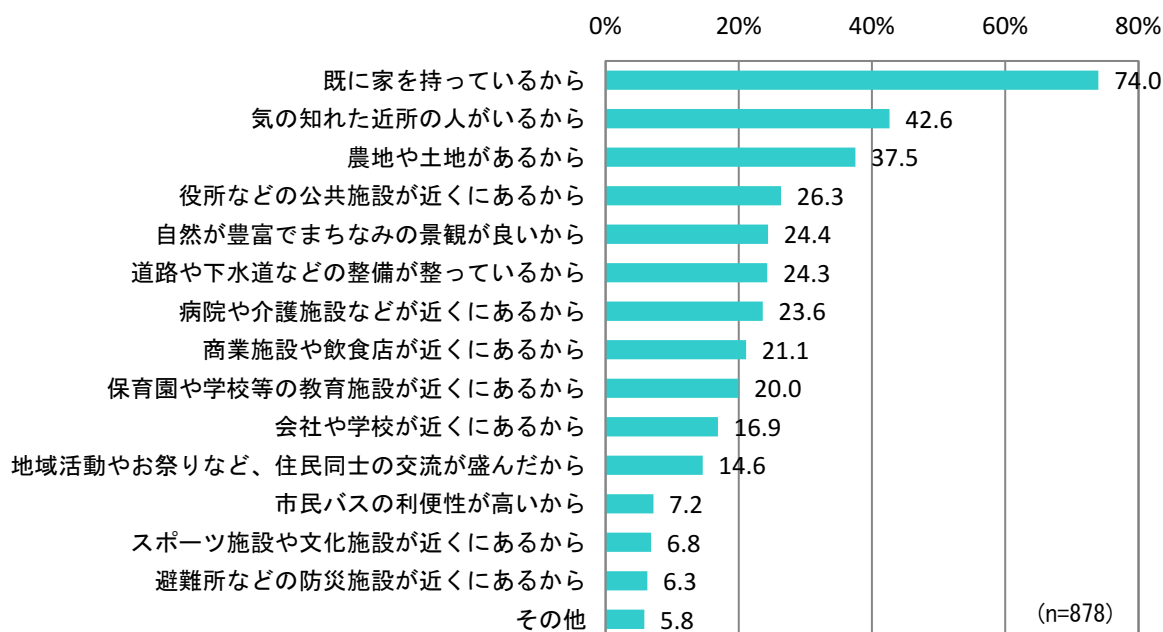
年代別に居住意向を見ると年代が高くなるにつれて、雲南市での居住意向が強くなる傾向が見られました。20歳代では「できれば今の場所から移りたい」が28.5%、「今の場所から移りたい」が13.0%と他の世代に比べて多くなりました。



問 これからも現在の場所に住み続けたい理由は何ですか【複数回答可】

(前頁の設問で「これからも住み続けたい」、「どちらかと言えば住み続けたい」を選んだ方が対象)

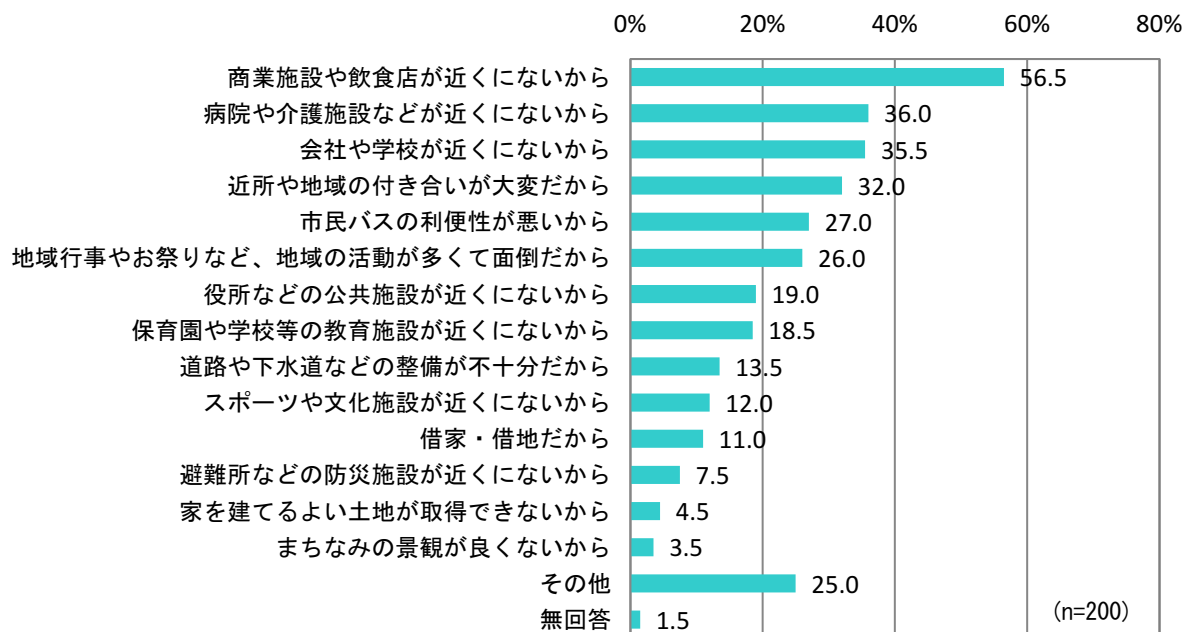
住み続けたい理由としては、「既に家を持っているから」が74.0%と最も多く、次いで「気の知れた近所の人がいるから」が42.6%、「農地や土地があるから」が37.5%となりました。



問 別の場所に移りたい理由は何ですか【複数回答可】

(前頁の設問で「できれば今の場所から移りたい」、「今の場所から移りたい」を選んだ方が対象)

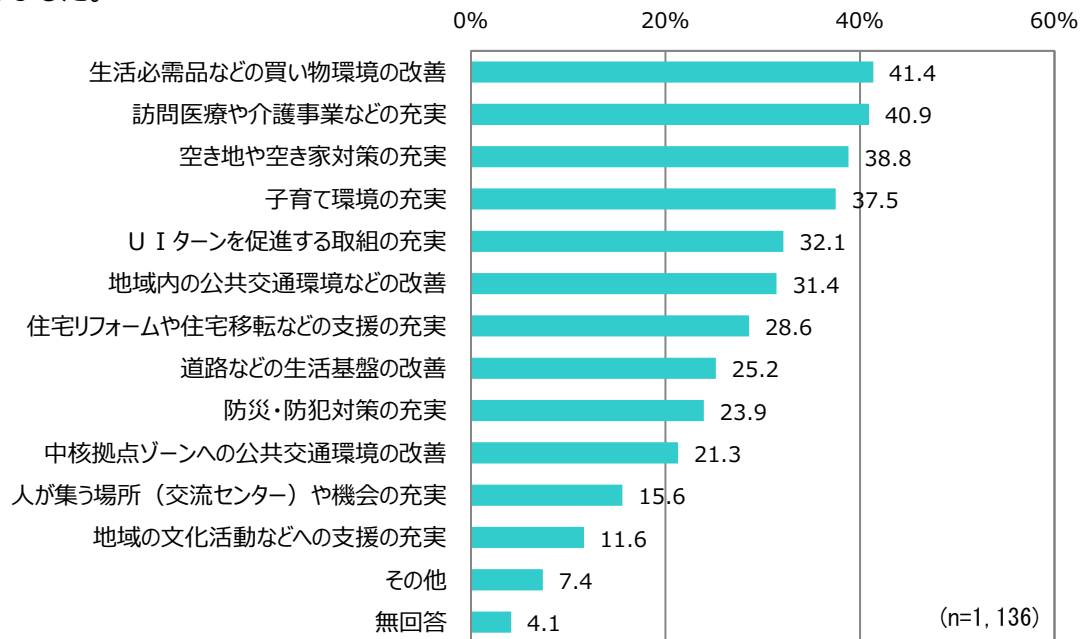
今の場所から移りたいと回答された方の理由については、「商業施設や飲食店が近くにないから」が56.5%と最も高く、次いで「病院や介護施設などが近くにないから」が36.0%、「会社や学校が近くにないから」が35.5%となりました。



③今後のまちづくりについて

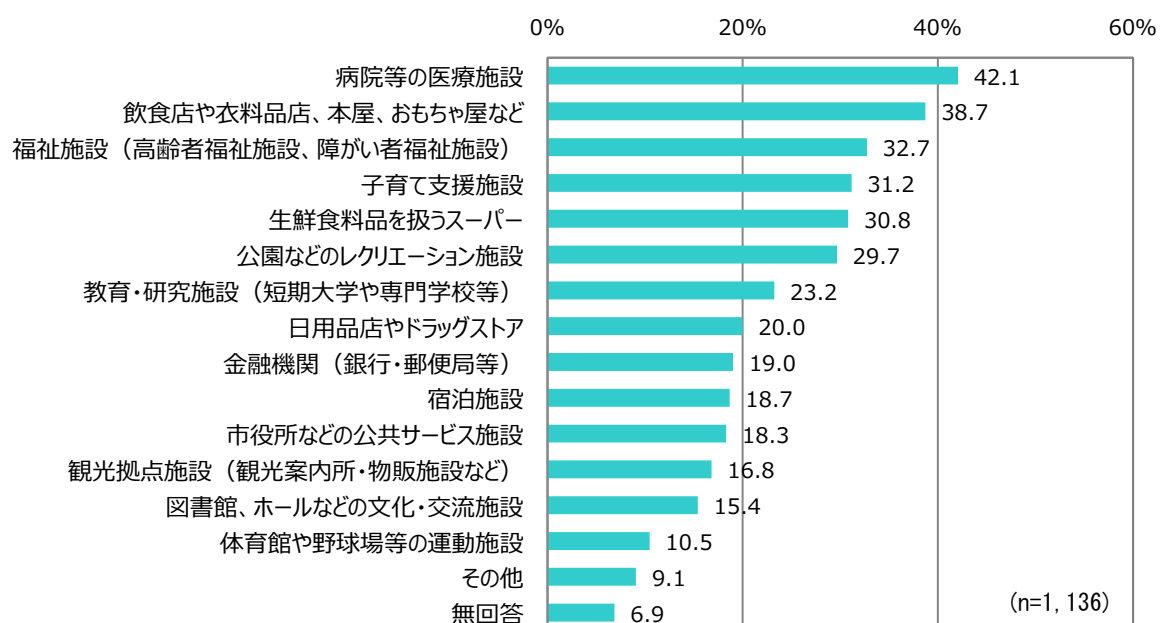
問 今、お住まいの地域に住み続けるために、それぞれの地域(交流センター単位の地域)でどのようなことが改善されれば良いと思いますか【複数回答可】

「生活必需品などの買い物環境の改善」や「訪問医療や介護事業などの充実」の回答が、比較的多くなりました。



問 今、お住まいの地域に住み続けるためや、人口の流出抑制・流入促進を図るために、雲南市の中核拠点ゾーン(木次・三刀屋・加茂・大東等エリア)において、より一層充実が必要と思われる施設は何ですか【複数回答可】

中核拠点ゾーンにおいて、充実が必要と思われる施設として「病院等の医療施設」や「飲食店や衣料品店、本屋、おもちゃ屋など」といった回答が比較的多くなりました。



2. 立地適正化計画 地区別意見交換会

(1) 実施概要

<実施目的>

地域自主組織単位の意見交換会を通じて、立地適正化計画の目的、目指す方向性(人口減少下における地域づくりのあり方)を共有するとともに、市内のそれぞれの地域で暮らし続けるために、これからのまちの中核に必要な機能について、住民の意見を聴取し、ニーズを踏まえた立地適正化計画を策定するため実施しました。

<参加者>

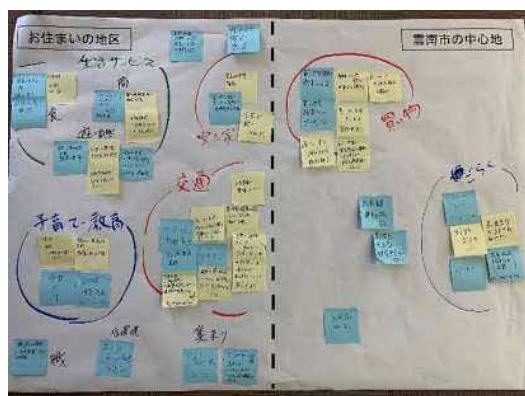
21会場で実施し、158人の方に参加していただきました。

(地域自主組織別 参加者数内訳)

加茂 9 人	幡屋 8 人	春殖 7 人	大東 12 人	佐世 5 人
海潮 6 人	塩田 4 人	阿用 7 人	久野 5 人	斐伊 4 人
日登 11 人	西日登 8 人	温泉 3 人	三新塔 4 人	下熊谷 4 人
新市 4 人	八日市 5 人	三刀屋 6 人	一宮 11 人	飯石 4 人
鍋山 4 人	中野 6 人	田井 4 人	吉田 5 人	民谷 3 人
多根 2 人	掛合 1 人	松笠 2 人	入間 2 人	波多 2 人

エリア分類 ：①中心市街地 ：②用途地域周辺部 ：③都市計画区域外

<意見交換会の様子>



(2) エリア別の主要な意見概要

① 中心市街地(用途地域を含む地域)における課題

中心市街地においては、それぞれの地域に商業、医療・福祉、子育て施設等の一定の施設が立地し、生活利便機能は維持されていますが、雲南市における人口減少対策・定住対策として、以下の項目を重要とする意見が多くありました。

- ・ 働き場の確保
- ・ 若い人が立ち寄れるような店舗や居場所
- ・ ファミリーで飲食できる施設
- ・ 子どものあそび場や住民の居場所(集い・憩いの場)
- ・ 保育所やこども園等の充実(遅い時間まで預けられる施設)
- ・ 気軽に利用できる個人病院(皮膚科や小児科等)
- ・ 観光やビジネスあるいは地元利用の宿泊施設
- ・ 中心部での移動手段の充実
- ・ 高校の魅力化対策
- ・ 都市間交通の充実

② 用途地域周辺部での地域の課題

用途地域周辺部は、中心市街地に近い環境と都市計画区域外の環境の両面を持っており、基本的には③(都市計画区域外)と同様な課題認識でありました。この地域の空き家については、中心市街地にも近いことから比較的早く借り手がつくという意見もありました。

自家用車での移動が可能であれば、生活しやすい場所ではあるが、運転ができなくなった時が不安という意見も多くありました。また地域の人口維持のために、住宅整備や道路整備に対する要望が多くありました。

③ 都市計画区域外における地域の課題

人口減少がかなり深刻で、地域で住み続けていくためには、以下の項目の改善や対策が重要とする意見が多くありました。

- ・ 鳥獣対策
- ・ 空き家対策(荒廃した空き家への対応)
- ・ 中心部への移動手段の充実
- ・ 交流センターの機能充実(行政手続きなど)
- ・ 移動販売などの買い物環境の充実、金融機関(ATM)の撤退問題対応
- ・ 子どものあそび場や住民の居場所(集い・憩いの場)
- ・ 冬期の除雪などの対応
- ・ 道路や住宅などのインフラ整備

※エリア分類については前頁参照

資料編5. 活用が想定される国の支援策

居住誘導・都市機能誘導に関する施策として、以下の支援策の活用も検討します。

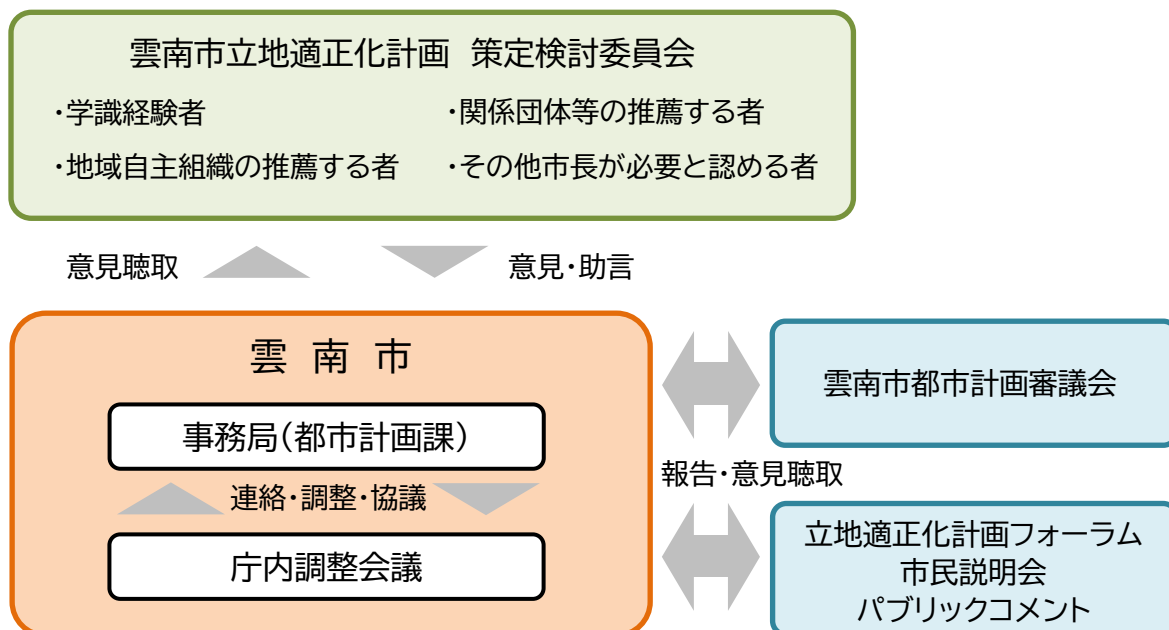
居住誘導区域・都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

事業名	事業の概要	対象区域
集約都市形成 支援事業 (コンパクトシティ 形成支援事業)	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却(延床面積1,000㎡以上の医療・福祉等施設等の誘導施設)・緑地等整備を支援し、都市機能の移転促進を図る。 また、立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域における建築物の跡地等の適正管理に必要な経費(調査検討経費、専門家派遣経費、敷地整備経費)について補助を行う。 令和2年度より、人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市については、延床面積500㎡以上へ緩和。	都市機能誘導区域内
都市構造再編集集中 支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ○事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、都道府県等、民間事業者等 ※都道府県等及び民間事業者等については、誘導施設整備が対象 ○対象事業：誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)、公共公益施設の整備等 ※誘導施設整備は都市機能誘導区域内に限る	都市機能誘導区域内等 居住誘導区域内等

出典：国土交通省「立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置一覧」(令和4年度)より

資料編6. 策定体制・策定経緯など

1. 策定体制



2. 策定経緯

年度	年月日	会議名等
令和3年度	令和3年 4月23日	第1回雲南市立地適正化計画策定検討委員会
	令和3年 11月24日	第2回雲南市立地適正化計画策定検討委員会
	令和4年 2月2日	第3回雲南市立地適正化計画策定検討委員会
	令和4年 2月21日	第13回雲南市都市計画審議会
	令和4年 3月24日	第4回雲南市立地適正化計画策定検討委員会
令和4年度	令和4年 6月21日	第5回雲南市立地適正化計画策定検討委員会
	令和4年 7月5日	第14回雲南市都市計画審議会
	令和4年 9月17日	雲南市立地適正化計画フォーラム
	令和4年 9月29日	パブリックコメント（10月28日まで）
	令和4年 11月8日	第6回雲南市立地適正化計画策定検討委員会
	令和4年 11月10日	第15回雲南市都市計画審議会

3. 雲南市立地適正化計画策定検討委員会要綱

（設置）

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく雲南市立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討するため、雲南市立地適正化計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域自主組織の推薦する者
- (3) 関係団体等の推薦する者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課で処理する。

（補足）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（告示の執行）

- 2 この告示は、計画の策定及び公表をもって、その効力を失う。

（招集の特例）

- 3 この告示の施工の日以後、最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

4. 雲南市立地適正化計画策定検討委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所属機関・団体	役 職	選出区分
宗田 好史	京都府公立大学法人 京都府立大学 名誉教授 関西国際大学 教授	委員長	学識 経験者
細田 智久	国立大学法人 島根大学 教授	副委員長	
田中 昌子	島根県建築士会 常務理事	委 員	
和田 彰雄	大東町地域自主組織連絡協議会 (大東地区自治振興協議会) ※令和3年度		地域 自主組織
水戸 勝春	// ※令和4年度		
田中 洋之	加茂まちづくり協議会		
安井 敏之	木次町地域自主組織連絡協議会 (三新塔あさば協議会)		
須山 敏夫	三刀屋町地域自主組織連絡協議会 (三刀屋地区まちづくり協議会)		
井上 和広	一畑バス株式会社 乗合部 部長		関係団体
鳥谷 勉	島根県旅客自動車協会 雲南支部 支部長		
吾郷 勇二	雲南市社会福祉協議会 在宅福祉部 部長		
森山 幸朗	雲南保育協議会 会長		
吉原 一文	雲南市商工会 副会長		
梅木 聖司	雲南市建築業協会 事務局長		
野津 明子	島根県建築士会 雲南支部		
片寄 さかえ	雲南不動産協力会 事務局長		
糸原 保	島根県土木部都市計画課 課長 ※令和3年度	オブザーバー	
土屋 孝一	// ※令和4年度		

資料編7. 用語説明

あ行

○ICT

情報通信技術。通信技術を活用したコミュニケーション。

○液状化

地震の振動により、地盤が液状の性質を示し、地表の構造物の沈み込みが発生する現象。

か行

○開発行為

主として、建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更。

○既存ストック

これまでに整備され所有しているもので、具体的には道路、公園、下水道等の都市基盤施設や住宅、商業施設、業務施設、工業施設等。

○急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。

○居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

○工業地域

都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

○工業専用地域

都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建築はできない地域。

○高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合。

○国立社会保障・人口問題研究所(社人研)

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計資料の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

○地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設(排水施設、擁壁等)を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

○持続可能な

地域・地球環境や自然環境が適切に保全され、資源も使いすぎず、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている状態。

○指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

○指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

○浸水想定区域(計画規模:L1)

概ね100年～150年に1回起こる程度の降雨量を基に想定した洪水により浸水が想定される区域。

○浸水想定区域(想定最大規模:L2)

想定しうる最大規模の降雨量(概ね1,000年に1回起こる程度の降雨量)を基に想定した洪水により浸水が想定される区域。

た行

○地域コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のことをいう。

○小さな拠点(づくり)

小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店・診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組のこと。

○都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

○都市機能利便施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

○都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

○都市計画区域

都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形等から見て一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定する。

一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域。

○都市計画区域マスタープラン

正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。都市計画法に基づき、都道府県が広域

的見地から定める都市計画の基本的な方針。

○都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都市計画区域マスタープラン等に即して定める、区市町村の都市計画の基本的な方針。

○都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

○都市施設

土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な道路、公園等施設の総称。

○都市的土地利用

都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備・開発された住宅地・工業用地・事務所・店舗用地・一般道路等による土地利用のこと。

○土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

○土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

○土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図ることを目的として行う事業。土地所有者等から、土地を提供していただき、土地の配置替えを行うことにより、道路、公園等の公共施設用地を整備するとともに、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地を形成する事業。

な行

○農業振興地域

相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が指定する地域。

○農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途を定めて設定する区域。

は行

○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活に参加する上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方。

○PDCA サイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

○FTTH(Fiber To The Home)

基地局から各家庭まで光ファイバーが繋がっている配線方式。

○保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

○防災指針

災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるもの。

や行

○誘導施設

都市機能誘導区域に維持・誘導しようとする施設。(都市機能誘導区域毎に設定)

○用途地域

都市計画において都市を住宅地・商業地・工業地等の13種類に区分した地域のこと。用途地域が指定されると、地域の目的に応じて、建てられる建物の種類が制限される。

- ① 第一種低層住居専用地域
- ② 第二種低層住居専用地域
- ③ 第一種中高層住居専用地域
- ④ 第二種中高層住居専用地域
- ⑤ 第一種住居地域
- ⑥ 第二種住居地域
- ⑦ 準住居地域
- ⑧ 田園住居地域
- ⑨ 近隣商業地域
- ⑩ 商業地域
- ⑪ 準工業地域
- ⑫ 工業地域
- ⑬ 工業専用地域

○要配慮者

災害時に限定せず一般に配慮を要する人を意味し、具体的には高齢者・障がい者・難病患者・児童・乳幼児・妊産婦・日本語に不慣れな外国人など。

ら行

○立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

雲南市立地適正化計画

令和5(2023)年 1月

編集・発行 雲南市 建設部 都市計画課

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

Tel:0854-40-1064 Fax:0854-40-1069

Mail:toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp

URL:<https://www.city.unnan.shimane.jp>